

平成 28 年度第 1 回 福岡市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 平成 28 年 8 月 29 日 (月) 午後 5 時～午後 6 時 33 分

2 場 所 天神ビル 11 階 10 号会議室

3 出席者

委員 (20 人中 18 人)

被保険者代表 (6 人中 5 人)

岩子委員 大森委員 小田原委員 中野委員 笠委員

保険医又は保険薬剤師代表 (6 人中 6 人)

長柄委員 平田委員 佐野委員 熊澤委員 津田委員 瀬尾委員

公益代表 (6 人中 6 人)

石田委員 濱崎委員 伊藤委員 おばた委員 高山委員 中山委員

被用者保険等保険者代表 (2 人中 1 人)

上村委員

事務局

保健福祉局長 理事 総務部長 国民健康保険課長 他

4 議事事項

(1) 本日の会議の議事録署名人の選出について

被保険者代表 中野委員

保険医又は保険薬剤師代表 長柄委員

公益代表 中山委員

の 3 名を選出

(2) 議題

1 会長・副会長の選任について

福岡市国民健康保険条例施行規則第 2 条第 1 項により、
会長に石田委員、副会長におばた委員を選出

2 福岡市国民健康保険の事業状況について (報告)

事務局より資料の説明後、質疑を行った。

【 質疑要旨 】

●委員

資料 26 ページの柔道整復療養費の適正化については、柔道整復師は資格取得者や施術所も増えているため、このような取組みをされるのだろうと理解している。システム点検で疑義案件を抽出し、被保険者へ照会文書等を発送して進めるようだが、柔道整復療養費の審査委員会など支払いの仕組みに対する提案はあるのか。医療に係る保険給付費の支払いは、福岡県国民健康保険団体連合会の診療報酬審査委員会で医師も保険者も審査する仕組みだが、柔道整復療養費の審査委員会は医療関係とは全く違う仕組みと聞いている。こういうところから切り込めば、もう少し早く医療費適正化ができるのではないか。

○事務局

柔道整復療養費の審査委員会は福岡県国民健康保険団体連合会に設置されているが、医療における審査委員会ほど審査内容が充実していないため、機能強化について福岡市からも福岡県国民健康保険団体連合会へ様々な要望をしているところである。現在は、柔道整復施術療養費審査委員会が診療報酬審査委員会と同じ機能ではないため、まずは保険者として出来ることとして、今年度から外部委託により福岡市国保独自の取組みを始めたところである。

なお、30年度に県単位化となるため、県内保険者において、事務の効率化として連合会等へ機能強化について要望出来るのではないかと考えている。

●会長

柔道整復療養費については保険適用外施術への保険証の使用が問題になっており、審査委員会の機能強化を保険者の立場からも推進してもらいたい。

●委員

資料 29 ページの 40 歳・50 歳の特定健診受診無料化は非常に良い取組みだと思う。歯周疾患の治療で生活習慣病が改善されることはデータでも明らかになっており、「歯科節目健診」では、35、40、50、60、70 歳を対象に 4,931 円かかる健診を自己負担 700 円で実施している。市の予算の都合もあると思うが、歯科節目健診についても同年齢の人に何かご協力をいただけないか。

○事務局

ご要望の「歯科節目健診」は全市民が対象で、特定健診受診無料化は国民健康保険の加入者を対象として実施している。同年齢の歯科節目健診をすぐに無料化するのはなかなか難しいと思うが、市民の健康づくりは、市をあげて取り組んでいかなければならない課題で、様々な健診を受けていただくことが健康づくりの第一歩と考えており、全体的な検討として進めていきたい。

●委員

よろしく願います。

●会長

最近は、歯周病と糖尿病との関係など、歯科疾患と他の疾病との関係について言われており歯科健診も非常に重要視されてきている。保険者としてもご努力いただきたい。

●委員

保険料の問題では高いという説明があった。本協議会でも、そのような角度で議論され、国に対する要望事項について答申の中で触れるということも委員の皆様の方の努力の下でまとまってきた。

今回示された保険料もずいぶん高く、構造的な問題があるとの説明であったが、国の特段の努力や制度改革が求められると思う。国の約 1,700 億円の財政支援措置は、本市では、保険料引き下げにどのように活用されたのか。

厚生労働省の 29 年度概算要求が出ていたが、国保に関わる新たな取組みはないような報道だったと思うが、状況を把握しているか。

保険料収納率が上がっているが、差押が収納率向上に大きな役割を担っているようである。件数・金額も増えており、27 年度は若干減ったが 8 億円超の差押えである。法律上、差押え禁止財産が定められているが、その点はクリアしているのか。また、滞納処分によって生活を著しく窮迫させる恐れがあるときは、法律で差押が禁止されているが、その担保はされているのか。

最後に、都道府県単位化によって、自治体の裁量が狭められたり、今まで以上に保険料の引き上げに繋がらないのか、きちんと医療保障がなされる方向に進んでいくのか。そうなるように要望する必要があると思うため、考えを示して欲しい。

○事務局

一点目の平成 27 年度からの保険者支援制度の拡充は、低所得者を多く抱える保険者への財政支援として、国において実施されたものであり、法定繰入として受け入れている。制度拡充の財源として、国は消費税 10% 引き上げ時の増収分を予定していたが、30 年度からの財政運営の都道府県単位化に向けて、市町村国保に赤字が多い現状を踏まえ、全国知事会から国による国保への財政基盤強化の要望が出されたこと等を受け、消費税 10% 引き上げの前に措置された。低所得者が多いこと等による保険料負担の軽減については、本来、国において措置されるべきものと考えているが、これまでは、本市独自の法定外繰入により被保険者の保険料負担の軽減を図ってきた経緯がある。今回、国の制度拡充により法定繰入が増額されたため、本市独自の法定外繰入を減額したものであり、保険者支援制度の拡充は基本的には保険料負担の軽減に充てていると考えている。

次に、国の 29 年度概算要求についてだが、まず、国保への財政支援拡充については、30 年度からさらに約 1,700 億円増額することが示されている。実質的には段階的に進められてきた被用者保険の後期高齢者支援金の総報酬割が、29 年度から全面実施されることにより、国の協会けんぽへの補助金の一部が国保に充てられるもので、30 年度からは、

保険者努力支援制度などの国保への財政支援にこの財源が充てられることになっている。

差押は国税徴収法に基づき実施しており、同法により規定されている差押禁止財産について、本市では差押えていない。被保険者の方にきめ細やかな納付相談を実施し、生活困窮に陥ることがないように区役所では取り組んでおり、基本的に差押等により極端に生活困窮に陥る事例はない。なお、差押は、保険料の納付について、再三督促や催告を行ったにもかかわらず納付されない方で、財産調査により納付資力があると判断された方について行っているものである。

最後に、都道府県単位化による影響については、県を単位として財政運営が行われることになるため、納付金として県から示された額について、被保険者の方に保険料としてご負担いただくことになる。都道府県単位化の目的の一つに小規模保険者の財政安定化があり、若干の平準化等もあると思われるが、県単位化後の福岡市の状況についてはまだわからない。なお、国保の被保険者の方に対する直接的な事務は従来どおり福岡市で行っていくが、裁量が制限されるようなことが懸念される場合は、県との協議の場において、市町村としての主張をきちんと行っていく。

●会長

県単位化は、これから市でもいろんな対策を立てて協議を進めていくということである。差押は、保険料負担の公平性の確保という観点から、規定を守りながら進めていくということである。1点目と2点目の質問については、本協議会にも関連はするが、かなり政治的な問題でもあると思われるので、本協議会で議論する内容にはならないのではないかと考える。

●委員

資料 27 ページの特定健診・特定保健指導で、特定健診実施率は 26 年度が 23.1%で、27 年度は実感的にも少し減っており、医師会の検査センターでも明らかに検体が減ってきている。現場においても患者に対して特定健診の受診を勧めてはいるが、行政としてはどのようなプロモーションやキャンペーンを行うのか。

○事務局

特定健診の受診率向上については、非常に重要な課題と認識している。効果的な広報手法等について、いろいろと検討しており、新たな対策として 29 年度から実施できるものは進めていきたいと考えている。28 年度については従来のプロモーション内容から大きな変更はないが、継続受診率向上のため、ダイレクトメールとコールセンターからの電話勧奨を組み合わせで行っている。また、医療機関からの受診勧奨が効果的と考えており、受診率向上について医師会にもご協力いただいで取り組んでいきたい。

●会長

予定時間を過ぎたので、まだ質問等あると思うが、本日の審議をこれで終わりにしたい。最後に、事務局から今後の審議予定について簡単に説明をお願いします。

○事務局

第2回の運営協議会は平成29年1月中旬に開催し、平成29年度の一人あたり保険料等について諮問及びご審議いただき、1月下旬に第3回の運営協議会を開催し、審議及び答申案のとりまとめをお願いしたい。

●会長

それでは、本日の審議を終了する。